

こども誰でも通園制度 民間事業所の認可について

令和8年4月から開始される乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）について、民間事業所から認可の申請がありました。

乳児等通園支援事業を行うに当たっての利用定員を定める場合は、子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされています。

については、令和8年4月1日からの実施に当たり、認可申請のあった2施設と公立保育園2園の利用定員の設定について御確認をお願いします。

1 民間事業所の認可申請及び利用定員の設定

(1) 社会福祉法人若竹会 幼保連携型認定こども園 あそびの森あきわ

所在地	上田市秋和864-3
事業開始日	令和8年4月1日
区分	一般型
定員	6人（参考 0歳児：2人、1歳児：2人、2歳児：2人）
申請日	令和8年1月23日

(2) 社会福祉法人極楽寺愛育会 保育所型認定こども園 みのり保育園

所在地	上田市中之条501-10
事業開始日	令和8年4月1日
区分	一般型
定員	3人（参考 0歳児：1人、1歳児：1人、2歳児：1人）
申請日	令和8年1月23日

2 公立保育園の利用定員の設定

(1) 上田市豊殿保育園

所在地	上田市芳田982-3
事業開始日	令和8年4月1日
区分	一般型
定員	6人（参考 0歳児：2人、1歳児：2人、2歳児：2人）

(2) 上田市まるこ保育園

所在地	上田市上丸子895
事業開始日	令和8年4月1日
区分	一般型
定員	6人（参考 0歳児：2人、1歳児：2人、2歳児：2人）